市営住宅入居申込書

令和 年 月 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 あて

申込者 氏名

東松山市市営住宅へ入居したいので、別記の事項を承知の上、東松山市市営住宅条例第7条第1項の規定により、次のとおり 市営住宅への入居を申込みます。

なお、この申込書に事実と異なる事項が記載されている場合、または入居資格を満たしていることを証明できない際は、申込みを無効とされても異議を申立てしません。

<i>A</i> = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	郵便番号		-		電話番号	_			_		
住 所	東松山市										
#1. <i>76</i> r H-	名 称				電話番号		_		_		
勤務先	住 所					•					
入居しようとする方の氏名				続 柄	生年月日		年齢	障害の等級			
フリガナ					明・大・昭・3	平・令		有	身体	級	
氏 名				本人				•	精神	級	
八 石					年	月 日	歳	無	療育	判定	
フリガナ					明・大・昭・	平・令		有	身体	級	
氏 名								•	精神	級	
					年	月 日	歳	無	療育	判定	
フリガナ					明・大・昭・3	平・令		有	身体	級	
氏 名							115	•	精神	級	
					,	月 日	歳	無	療育	判定	
フリガナ					明・大・昭・3	平・令		有	身体	級	
氏 名					F		415	• for	精神	級	
					,	月日	歳	無	療育	判定	
フリガナ					明・大・昭・	平・令		有	身体	級	
氏 名					年	月日	歳	無	精神 療育	級 判定	
1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1				障害者 3. 母司 高齢者 4. 多司	·	保護 7	7. 原爆初 3. DV 被	皮爆者	り . ハンセ		
○をつけて 3. 民間賃貸 4. 人数に比 (複数可) 8. その他(求められている D入居は断られた		5. 公害など周辺環境が不適り 6. 住宅の設備が不完全(不適り 7. 住宅の老朽化が著しい(危)			切) 険))			
申込み 種別 一般 ・単具		Y	住宅名			規制間取	l l				

注1 「募集の案内」をよく読んでからご記入ください。

(申込書記入上の注意は13ページに記載してあります)

- 注2 黒または青のインクか、ボールペンでご記入ください。
- 注3 記入もれなどがありますと受付できないことがありますので、 ご記入後は再度確認してください。

住宅公社	抽選番号(記入不要)				
使用欄					

別記

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるときは、入居の 承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者(申込者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。

◆世帯状況の申告について

「市営住宅入居申込書」の世帯状況の申告欄については、下表を確認し、該当される場合は申告欄の番号に〇印をつけてください。

なお、この申告により、困窮度判定及び当選確率を優遇することとなりますので、よく確認し、間違いの無いように十分注意してください。**(申告に誤りがあった場合は、失格となります)**

◎世帯状況一覧表

◎世帯状況一覧表 ┌──────	
<u>資格</u>	要件
障害者世帯	申込者又は同居しようとする親族が、次のいずれかに該当する世帯(単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く) ア. 1級~4級の身体障害者手帳の交付を受けている方イ. 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方ウ. ②、A又はBのみどりの手帳の交付を受けている方 立. 戦傷病者手帳(障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの)の交付を受けている方
高齢者世帯	申込者本人が60歳以上(入居可能日の前日時点)であり、同居者(配偶者を除く)のすべての方が、60歳以上(入居可能日の前日時点)の親族である世帯
母(父)子世帯	申込み時点で、申込者本人が配偶者のいない親であり、現に20歳未満 (入居可能 日の前日時点)の児童を扶養している世帯 (別居、離婚調停中、又は婚約者や内縁 関係の相手がいる方を除く) なお、「配偶者のいない親」とは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第1項 又は第2項に規定する方をいい、配偶者の生死が明らかでない場合等も該当します。
多子世帯	3人以上の18歳未満(入居可能日の前日時点)の方(胎児は除く)と同居 して扶養している方の世帯
生活保護 受給世帯	生活保護法に規定する被保護者世帯 (単身住宅入居資格要件を満たすための 該当は除く)
海外引揚者世帯	新たに海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方(日本上陸後5年以内で引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申し込み、又は同居する場合)(単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く)
原子爆弾被爆者 世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方を含む世帯 (単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く)
DV被害者世帯 加害者であった配偶者 との同居は 認められません	申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当 する世帯(加害者であった配偶者との同居は認められません) ア. 婦人相談センターで保護が終了した日から5年を経過していない イ. 母子生活支援施設で入居が終了した日から5年を経過していない ウ. 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない
ハンセン病療養所入所者	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条 に規定するハンセン病療養所等に入所していた方(単身住宅入居資格要件を 満たすための該当は除く)